

措置状況の報告（意見）

株式会社 まちづくり川越(R6. 9. 27 実施監査)

チェック事項 所属名		事業報告書について
株式会社 まちづくり川越	意見	・前回、川越市産業観光館の管理に関する協定書第25条第1項に規定する事業報告書が、協定書で定められた期日を過ぎて提出されていた件については、今回も措置されていなかった。 協定書等にのっとり、適正に事務処理をすること。
	措置状況	・川越市産業観光館の管理に関する協定書（令和6年3月29日締結）第25条第1項について、川越市との協議により、事業報告書の提出期日に係る記載内容を見直す措置を講じた。また、管理運営基準についても、事業報告書の提出期日に係る記載内容を見直す措置を講じた。 ○変更前 第25条 乙は、<u>会計年度終了後60日以内に</u>、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。 ○変更後 第25条 乙は、<u>当該会計年度の翌年度の5月末までに</u>、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。

措置状況の報告（意見）

株式会社 まちづくり川越(R6. 9. 27 実施監査)

チェック事項 所属名		事業報告書について
産業振興課	意見	・前回、川越市産業観光館の管理に関する協定書第25条第1項に規定する事業報告書が、協定書で定められた期日を過ぎて提出されていた件については、今回も措置されていなかった。 協定書等にのっとり、適正に事務処理をすること。
	措置状況	・川越市産業観光館の管理に関する協定書(令和6年3月29日締結)第25条第1項について、指定管理者である株式会社まちづくり川越との協議により、事業報告書の提出期日に係る記載内容を見直す措置を講じた。また、管理運営基準についても、事業報告書の提出期日に係る記載内容を見直す措置を講じた。 ○変更前 第25条 乙は、<u>会計年度終了後60日以内に</u>、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。 ○変更後 第25条 乙は、<u>当該会計年度の翌年度の5月末までに</u>、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。